

第54期 第1回

開催年月日 令和5年10月2日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	座長の選出について
公益代表 3名		2	高知県電子部品・デバイス・電子回路、 電子応用装置、映像・音響機械器具製造業 最低賃金「改正決定」審議に関する意見聴取
労働者代表 3名		3	改正決定の必要性について
使用者代表 3名		4	その他

次回本審開催予定日 令和5年10月13日

[開会] 午前9時56分

賃金室長 ただ今から、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の特別小委員会を開催いたします。

慣例によりまして、座長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員の出席をいただいております。

また、電機連合高知地域協議会の竹箇平(たけがなる)様が傍聴されております。

次に、座長の選出に移らせていただきます。

慣例によりまして、公益委員からご推薦いただきたいと思います。どなたか推薦をお願いいたします。

浜田委員 座長に中橋委員、座長代理に上村(うえむら)委員を推薦します。

賃金室長 ただ今、浜田委員から推薦がありましたが、いかがでしょうか。

異議なし

賃金室長 異議なしということでご賛同をいただきましたので、座長を中橋委員に、座長代理を上村委員をお願いいたします。

それでは、中橋座長と上村座長代理にご挨拶をいただくとともに、以後の進行を中橋座長にお願いいたします。

座長（中橋委員）

ご指名いただきましたので、座長を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

この会議の座長を務めるのは初めてですので、何分不慣れなところがあるかと思えますけれども、全会一致を目指し、審議の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

座長代理（上村委員）

座長代理を務めさせていただきます上村です。

よろしくお願いいたします。

座長

それでは議事を進めていきたいと思えます。

この特別小委員会の目的は、電子の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、審議をいただくということになります。

なお、改正決定の必要性があるとの結論は、この特別小委員会での審議において、全会一致となることが前提となっております。

労使それぞれのお立場はあるでしょうけれども、このことを踏まえて、円滑かつ、十分な審議をいただくよう、ご協力をお願いします。

なお、本委員会の議事録を確認していただく委員につきまして、決めていきたいと思えます。公益は、私が担当いたします。

労働者側はいかがでしょう。

市川委員

私が確認します。

座長

使用者側は。

沖田委員

私が確認します。

座長

それでは、労働者側は市川委員、使用者側は沖田委員に議事録の確認をお願いいたします。

では、審議の進め方について、お諮りしたいと思います。

本日は、事務局から資料説明を受けた後、関係使用者からの意見聴取を行い、その後、金額改定の必要性について、労使双方から基本的主張をいただき、具体的な審議に入り、可能な限り、本日中に結論をまとめたいと考えて

おりますけれども、そのような進め方でよろしいでしょうか。

異議なし

座 長            それでは、事務局から資料について、ご説明をお願いします。

賃金室長        資料の3ページをご覧ください。

電子の最低賃金は令和元年度から改正がなく、高知県最低賃金の853円よりも低い金額となっておりますので、現在高知県最低賃金が適用になっております。

4ページは申出書です。センサスのデータによる電子にかかわる労働者は、現在463名となっております。

7ページは諮問文の写しでございます。

8ページは昨年の審議経過です。9月8日に特別小委員会が開催され、全会一致に至りませんでした。

9ページから17ページについては、昨年の最低賃金に関する基礎調査結果を入れております。

9ページの項目3のところがございますように、当該基礎調査は100人未満の事業所が対象となっております。

項目4にありますように、30人未満は全労働者についての調査、30人から99人は半数の調査になります。

項目6のところは、6事業所あって、6事業所すべてに調査を行っております。

30人から99人の半数調査の部分を復元した労働者数は、234人となっております。

11ページをご覧ください。

基礎調査のデータの見方なんですけれども、左に事業所で支払われている金額の欄があり、右に合計という欄があります。

この調査は令和4年の6月に行っております。この時の高知県最低賃金は820円でしたので、中ほどより少し下の820円の欄をご覧ください。

821円以下が4人のうち、820円に4人いるということですから、821円には一人もいなかったという調査結果となっております。

822円が4人から5人になっておりますので、822円で1人。

823円が5人から9人になっておりますので、823円で4人支払われていたということになります。

一番下の欄の830円が9人から11人になっておりますので、830円は2人となっております。

この時、10月から853円に最低賃金が引き上がっておりますけれども、850円から859円のところも11人ですから、高知県内の電子デバイスで働いている方は、853円までに合計で11人いらっしゃったということが、このデータから読みとれます。

その下の900円から999円のところに157人いらっしゃいます。

古いデータですから、100円の開きはありますけれども、900円ぐらいのところに、賃金額の大きなラインがあったと考えていただけたらと思います。

次に19ページをご覧ください。

これが今年の6月の調査になっております。

6月の時点では高知県最低賃金は853円で、今度10月8日から897円に上がる予定となっております。853円のところに8人いらっしゃるという状況です。

854円に1人、855円に2人、856円に3人、858円に1人、860円に1人、863円に3人。

次は897円に関してですけれども、21ページの上から2段目に897円がありますけれども、それまでの間に20人という調査結果が出ております。

前回4年の調査では11人だった層が9人ぐらい増えているという状況です。

前回の調査では900円のところに大きなラインがあり、それまでに11人いらっしゃいました。

今回は897円、900円のラインでもほぼ同じですけれども、21人いらっしゃるの、人数が増えておりますが、新たに雇い入れた方を900円までの金額で雇い入れたというような可能性もございます。

今年度での調査でいきますと、真ん中よりちょっと上のところに910円のラインがあります。ここが114人となっておりますので、90人近い方が910円ぐらいのラインを形成しているというようなことになります。

ですから、昨年の900円のラインだと考えた場合に、900円の方が157人いらっしゃいましたけれども、999円までのラインですので、900円の方がどれくらいいらっしゃったかわかりませんが、そこからいうと、最賃を超えていた方も10円ぐらいしか事業所の中では上がっていないことが読みとれると考えております。

座 長

ただ今の事務局からの説明について、何かご質問ご意見はありませんでしょうか。

沖田委員 一点だけ確認したいです。  
まず、6事業所の考え方ですけれども、これは工場単位なので、1社に4事業所あれば、それは4つとカウントされるという判断でよろしいでしょうか。

賃金室長 はい。

沖田委員 100人未満しか調査しないということについては、何か理由があるのですか。

賃金室長 最低賃金に関する基礎調査の方法が、100人未満の調査とされています。

沖田委員 特定最賃だけ見るのであれば、人数にかかわらず、この業界全部について調査したほうが全体が見えるのかなという感じがしました。  
誤解して、100人未満の方のためだけの特定最賃みたいなイメージで議論するのではなく、事業者数があまりにも少ないものですから、100人以上の事業所の賃金分布図も見た上でどうなのかという議論が必要じゃないかと思います。  
データとして比較するのには、どうなのかなという気がしましたのでお聞きしました。

座長 今の沖田委員の質問に関連しますけど、現在この特定最賃に関係する事業所は何事業所あるのですか。

賃金室長 調査対象は6事業所です。

座長 100人以上も含めてですか。

賃金室長 100人未満は6事業所あり、100人以上の事業所が1つあることは、電子の特賃の改正の申出の内容から明らかです。

沖田委員 (企業名)は電子産業になるんですか。

賃金室長 お答えするのは難しいです。

沖田委員 シリコンウエハーという基盤の基となるものを作っておられると思うんですが、それもこの電子産業に入るのか、親会社が台湾なので日本の企業とし

て扱っていないのか、どうなのでしょう。

賃金室長 事業所が県内にあれば、調査の対象ですけれども、6事業所の中に入っているかについては、お答えできません。

市川委員 はおそらく電子産業の括りの中に入っていないと思います。

座 長 ほかにご質問、ご意見などはありませんでしょうか。

意見なし

座 長 それでは、事務局から参考人について説明をお願いします。

賃金室長 本日、この「電子」特別小委員会の参考人といたしまして、株式会社土佐電子 代表取締役社長 辻韶得（つじ あきのり）氏をお呼びしております。皆様ご存じのとおり、土佐市に本社をおきまして、電子デバイス関係の事業を営んでおられる地元企業の社長でございます。

座 長 ただ今、事務局から説明がありましたように、使用者側委員からご推薦をいただいております、株式会社土佐電子 代表取締役 辻韶得氏を参考人として、この後ご出席いただくということで、ご了解いただけますでしょうか。

異議なし

座 長 それでは、参考人をご案内ください。

事務局 参考人案内

座 長 参考人の辻様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございます。

それでは、株式会社土佐電子 代表取締役社長 辻様より、意見陳述をお願いします。よろしく願いいたします。

辻参考人 我が社だけを考えた場合には、最低賃金について今のままでという思いが強いです。

だんだん地方最賃も上がってきて、電子に追いついたので、電子も地方最賃と同額でいいのではないかと考えています。

我が社の経営状態は、この5、6年ゆっくりゆっくり上がってきたんですけども、今年の前半から後半にかけて、急激に落ち始めています。

去年と一昨年は半導体不足の煽りがありました。メーカーによっては、現在も受注残を持っているところもございますので、生産はフルで動いています。

そんなことはまずないと思っていたんですが、アメリカと中国の半導体の問題の影響と思われることがあります。我が社のベトナムでの事業の半分以上を占めているのが、半導体関係の部品の一部でして、主に5Gの基地局用に使われているんですけども、今年の3月前に通知があって、はっきり口では申しませんでしたけど、中国向けは売りにくいと言われました。

私は調べたところ、中国向けの半導体関係の部品が、半分以上を占めていました。

こちらを月に40万個から50万個作っていた受注が無くなり、現在、ベトナム事業は4分の1になっています。

転用される恐れがあり商社も販売しない方針と思われます。

ベトナム事業はそれが堪えています、今年は国内はそんなに大きな変化はないです。

変化し始めているのは、受注があまり取れていないとメーカーさんがはっきり言っています。

ただ、半数のメーカーさんは今、受注残があって、一昨年から去年にかけて注文があった分で、半導体不足で組み立てができなかったものがやっと追いつき始めて、我が社は先月でほぼ終わりました。

メーカーさんに聞いてみると、あとの受注が少ない。

来年1月ぐらいまでは前回の受注残でいきますけれども、注文は取れてない状況です。

我が社は家電50%、生産設備の産業機器50%の会社なんですけど、見通しとしては全体的に弱いと思いますので、今年前半から来年、再来年にかけてはいったん踊り場へきて、落ち気味だと思います。

半導体関連は悪いことはないんですけど、再来年ぐらいにやっと上がり始めるかなという感じがします。

家電業界はそんなに大きな変化は起きていません。悪くもなく、良くもないです。

賃金については、地方最賃は政府の方針で大幅に上がっていますので、電子も地方最賃の金額のまままでお願いできないかと思っています。

座長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の社長の意見陳述に関して、ご質問、ご意見はありま

せんか。

片山委員 毎年お世話になります。

昨年、高知県の地方最賃が33円上がりました。それに連動されて、御社のほうでも上げられていると思うんですが、それについての経営に対する影響なんですけれども、その分をメーカーのほうで、ある程度転嫁していただいて吸収できたのか、それとも企業努力の範囲内でやられたのか、いかがでしょうか。

辻参考人 主だった取引先さんが5社なんですけども、1社だけはなんとか半分くらい上げていただきました。  
あとの4社は全部今のままでということで、自社努力しかなかったですね。

片山委員 そうなんです。

今年も地方最賃が44円ということで、昨年よりもさらに大幅な上乘せになるんですけれども、岸田首相は次は1,500円ということで、現在のペースでいくと、40円台をこれからも10年間以上続けていくと話しているわけですが、それに対してついていけるのかどうか。

今日は電子最賃の話ですが、ベースとなる地方最賃が大きく引き上げられております。取引先さんのほうで半分でもみってくれるということが、方向性として確認できれば、企業としての経営も、まだ考えようがあると思うんですけども、昨年のように、5社中4社が応えられないという形になってくると、年間で5%前後の賃上げになってくるのではないかと思います。

その辺はどういうふうに見ておられますか。

辻参考人 そうですね。

このまま、岸田政権の政策どおり、上げ続けていった場合に、特に9割の取引先が県外の、高松、大阪、東京です。

トラックの運送費が上がっていることや、地方最賃が安いから仕事があるという時代じゃないとは思いますが、経営に関しては、コストが上がっていく一方です。我が社の場合は、毎日発送しているメーカーが4社あり、そのうち、1社の運送費が折半で、もう1社も折半に近い。残りの2社全て我が社が負担している状況です。

下請けをする時の最初の交渉のテーブルで、どうしてもその仕事を受注したいという場合は、運送費は我が社が負担することになってきます。

このまま、最賃がどんどん上がって、全国一律になったら運送費などの経費のかかる地方の意味がなくなると思います。それはどのようにお考えでし

ようか。

片山委員 当社も同じで、お客さんは愛知県及び福岡県で、材料を愛知県から高知に運んで、我々で組み立てて、愛知県と福岡県に戻すという形なんですけれども、運送費がコストに占める割合はかなり大きいです。

今後、燃料費の関係であるとか、ドライバー不足の関係とかでさらに上がるとなると、かなりコストアップに影響してくる。

そこは、メーカーさんとの交渉でどこまでみてもらえるのかっていうことになってくると思うんですが、社長のところと私どもも同じような状況です。

そこが今後経営について、大きなポイントになる。

最賃についても、全国一律ということをもし徹底してやると、地方の我々のような組み立て企業や加工業は成り立たないということは目に見えています。

地方の企業の存在価値とは何なのかというところですね。

中央の方には、あまりわからないかしれませんけれども、考えていただきたいなというところですよ。

座長 そのほかにはございませんでしょうか。

大崎委員 経営者側のお気持ちはいろいろお聞かせいただいた上で、雇われる側としてお聞きします。

受注するという面で地方が安ければという思いもあると思います。ただ、安い所で働きたい労働者はいないと思いますが、募集したら若手がすぐにきていただけるような状況でしょうか。

辻参考人 うちでは中途採用が多いのですが、ここ2、3年は景気が少しずつ上がってきたこともあり、社員300人の中で新卒は、3人から5人の間で採用しています。

どうしても転勤や、子どもさんが生まれたから辞められるという方も多く、やっぱり高知県は人が集めにくい面があります。

去年、一昨年はそういったことが多々ありましたが、今年はなぜかよくわかりませんが、なんとかなりました。

その中で県外からの方も2人いたんですが、給料が安いねと言っています。全国と比べると高知県は、3分の2くらいでしょうか。

地元で働きたいからということで、帰ってきてくれた人もおりますけど、やっぱり給料はある程度上げていかないといけない。都会に近い賃金にして

いかないといけないとは思いますが、いつまでもそれを続けて、都会と同じような金額になったら、労働者さんにしたらいいと思いますけど、経営的に厳しいところです。

ほかの経費も電気代など高知県は結構高いんですね。

昔大手電子メーカーがこられていた時にびっくりしていましたが、田舎なのに意外と電気代が高い。大きい企業がないからどうしてもそうなるんじゃないかと思えますけど、そういうこととか、いろんなことを考えた場合に、やっぱり地方は地方である程度生き残っていかないといけないし、地元の企業を育ててもらいたい。

組織に入られている方に、お願いしたいんですが、我が社は100%下請けの仕事なんですけど、メーカーが最賃分の上乗せしてくれたらいつでもすぐに賃金を上げられます。

そうしたら、多分大手は、自分たちの給料も抑えられるんじゃないかと思えます。

メーカーさんにしたら、下請けへの発注額を全体的に1割上げたら絶対に利益は落ちますので、そのあたりについても言っていただいたら嬉しい。

なんとか、今は300人ぐらいを維持できていますけども、我が社は技能実習生のベトナムの方が300人の中で45人ぐらいいる。15%を超えている。

田舎にも外国人が増えていると思うんですけど、上げていかないといけない中で、その人材も同じです。3年経ったら半分は東京や大阪に転職していきます。最低3年間は働いてもらえるというのが仕組みですので、3日や一週間で覚える仕事であればいいですけど、半年や1年かけてベトナムなどの外国の方に教えて、やっと育ってきたら、3年で帰国されて、また1から教えないといけない。やっぱり生産性も悪くなると思います。

こういうことについても、皆さんの知恵を借りて解決していかないといけない課題だと思います。

高知県職員の方も去年から気がつかれて、なるべく高知に残ってくださいといろんな施策をしていただいている。

高知はCランクで、賃金も低いほうというのは、ベトナムの方たちもスマホができてから皆わかっている。

3年間いたら、残業代をあわせて、手取りが100万以上違う。

私的なことなんですけど、我が社が関連しているベトナムの日本語学校について、ここで学ぶとほとんどは高知県へ行かされるということで、今年の春に15人引き抜かれました。

茨城だったと思いますが、東京近辺の事業者が多い組合に持っていかれました。そういうことが起き始めています。

地方最賃も大事ということになったら、一律はなくなると思うんですけど、経営から見た時にバランスがすごく難しい。

大崎委員 私の勤める会社なんですけど、年齢層が高くて、若い人に技術の継承をしていけないといけなくなっていますが、御社も年齢層は高いですか。そろそろ定年という人は、結構いらっしゃるでしょうか。

辻参考人 弊社も私が40歳前で始めたんですけど、同期に入ってくれた方が大分定年を迎えられて、辞められました。

ベトナム人へは、技術の伝承はできても、経営感覚とか、人間関係の感覚が違いますので、そういったものはなかなか学んでもらえない。

国内をみても、今の若い人は、ものづくりの会社に就職しようという人が、少なくなっているように感じます。自分たちが作ったものが、世界中の方に使われているという感覚に、喜びを覚える人が少なくなっているように思う。

どこかで異才を持ってないといけないということで、弊社の場合は小さいはんだ付けが得意ということのを売りにしている。

ベトナムでは、手ぶれ補正という1ミリ単位の手はんだと、今作っている5Gの基地局用の部品も一番難しいのは、厚みが1.2ミリの間に0.2ミリの導線を右手と左手ではんだ付け。この伝承が難しく苦勞した。

なんとか今まではいっていたんですけど、これが日本では一時的にはできたとしても、これを5年、10年やってくれる人がいるかという、いないと思います。

一時、国内でもやりましたけど、この仕事を一生とか、1年というなら辞めさせてくださいと言った人がおりました。

地味というか、同じことをコツコツやれる人が減っている。

そういった仕事が減っているのは、間違いはないんですけど、姿勢の部分でも難しい。

大崎委員はオルタスさんでしたよね。

大崎委員 はい。結構年齢層が高くて、10年、15年ぐらい経つと、半分ぐらいが定年を迎える状況です。特に、設計部門といったところは、すぐには育たなかったりするので、これからはそういったことも課題になってくると感じていますし、電機業界全体にも言えることかなと思っています。

若い人を雇って、そういう技術を学んでもらいたい。継承できる方がいなくなってしまうからでは学びようがない。

高知を敬遠されて県外に出られると、その技術は残らないんじゃないかということも危惧しております。

電子の最低賃金は、地賃に飲み込まれる状態になっていますが、高知県にも継続して必要ではないかと思っています。

辻参考人

オルタスさんみたいな高知以外の企業がどんどん増えていただいたら給料も上げやすいんですけど、上げてはいかないといけないと思いつつ、企業が継続できてこそ、地元雇用が残ると思っています。

企業自体が存続できないことはないと思いますが、どういう風にして利益を上げて継続していけるかというのは、特に電子部品というのは、流通が世界へ広がりましたので、ほかの国へ取られるということもないんですけど、国内でもそんなに残っていない。

パナソニックが動いていた時には、電子部品の外注さんだけで、四国で4,000人ぐらい、高知県に50人以上の事業所が10いくつあった。

どんどん海外へ仕事が行ってしまって、全部なくなりました。

うちがなんとか生き残れたのは、よろずやみたいな仕事で、今はルアーまで作っているんですけど、月に10万円でも20万円でも加工賃がある取引先が35社ぐらいあったから。その中の5社から今主だって仕事がありますけども、1社だけが県内の会社です。この会社は、社長の出身が高知県で工場を残してくれており、基盤を受注していますが、売上にしたら数パーセント。

95%以上は県外ですので、一番問題になってくるのは運送費の問題ですね。

それと、ベトナムの工場が去年は、半導体不足とか部品不足の問題で、緊急の受注があり、メーカーは、その輸送費に1か月に600万円とか800万円、年間で7,000万円飛行機代がかかっています。

ベトナムは加工費が3分の1でも、部品がないと困るため、メーカーも利益が吹っ飛ぶけども仕方がないということでの発注でした。

遅れて発注するので、全部飛行機で輸送しなければならなくなり、メーカー曰く、今年は利益が吹っ飛んだと。

国内も一緒に、緊急のトラックで臨時便を出すと、定期便と比べて3倍も4倍も上がってしまう。

そういったことがあるので、賃金を抑えるという意味ではないんですけど、なんとか維持していくためにも大幅な変化は特に今年、来年は痛いと思います。

片山委員

逆に、今円安がすごく進んでいますが、かつて高知にもたくさんあった企業がなくなったというのは、円高になって賃金が高くなって、その分東南アジアとかに仕事が奪われたというのがあると思うんですけども、今150円

とか、ちょっと前からいうと3割ぐらい円安になっています。

それで国内に仕事が戻ってくる、辻社長の取引先に仕事が戻ってくるって可能性はどうなんでしょうか。

辻参考人

大手のエアコンメーカーさんなんかは、中国でやっていたものをそのまま同じ値段で。絶対見合わないですね。言い合わせたわけじゃないですが、下請さん同士で、中国のものをいくら請けても、うまいこといってもトントンなので、それならやらないほうがマシということで、あまり積極的に生産を受けなかったですね。

戦争が起きたりもありましたし、国内回帰という政府の政策もあった。

給湯器なんかは去年、一昨年とろくになかった。ベトナムで作っていたが、小さい部品はほとんど中国なんですけど、生産が間に合わない。

ウォシュレットも建築会社はどこも足らなかった。

それはやっぱり海外に移してしまっていたからだと思います。

やっぱり1割から2割、国内の分はなんとか半分でも国内で作らないといけないというのは、電気メーカーも政府からも言われたし、自分たちもわかっていたと思うんですけど、下請けが減ってしまって、受けるところがなかったですね。

メーカー自体が、赤字覚悟で作っていた感じはあります。

今年になって、落ち着いたのか、急速に減った。

大阪にある下請け専門が8割の会社で、売上700億円ぐらいの社長いわく、これは異常だから、普段と比べて上がってきたと思ってはいけなとお話ししたところですよ。

特に去年、一昨年と電機業界は異常だったと思います。

沖田委員

県内の電子産業で、企業間の競争って激しいものがあるんでしょうか。

辻社長

弊社に関しては、近辺の事業所とは、ほとんどないと思います。

海外か、国内の残っている外注の企業との取り合いですね。

そうした場合にどうしてもその工場付近の企業の運送費が半分以下ですので、どうしても負けます。

ここ10年くらいは、県内同士の競争はほぼないと思います。

沖田委員

わかりました。

座長

あとはよろしいでしょうか。

## 意見なし

座 長            それでは、参考人の意見陳述を終了します。  
                  辻社長におかれましては貴重なご意見をいただきまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。  
                  いただきましたご意見については、関係使用者の意見として、今後の審議の参考とさせていただきたいと思っております。  
                  辻社長におかれましては、このあとの会議を傍聴していただくことも可能ですけれども、どのようにしましょうか。

辻参考人        傍聴させていただきます。

## 事務局 傍聴席に案内

座 長            それでは改正決定の必要性について、労使双方から基本的な主張をお願いします。  
                  まず、労働者側からお願いします。

大崎委員        労働者側からは、基本的な主張を4点させていただきます。  
                  1点目は、社会のデジタル化・脱炭素化に対する期待が高まると予想されています。  
                  また、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。  
                  このように、経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが必要であると考えます。  
                  また、電機産業で働く労働者の雇用と生活の安定を図ることは、当該産業労使の重要な役割であります。産業や地域の両面から適正水準を確保し、セーフティネットとしての機能を果たすことが必要です。  
                  2点目は、電機連合2023年総合労働条件改善闘争では、大手組合はベースアップ7,000円、299名以下の中小組織では、平均賃上げ額5,162円(1.87%)の賃金水準改善を行いました。  
                  また、企業内賃金のミニマム基準である産業別最低賃金(18歳見合い)については月額173,500円(7,000円引き上げ)を行い、この水

準の時間当たり換算額は1,124円となりました。

2023年の連合春闘結果や経団連の集計結果でも、大幅な賃金引上げが行われており、高知県でも同様に賃金改善が図られています。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と法定電機最賃との格差改善が必要と考えます。

3点目は、長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰により地域経済への影響はあるものの、高知県の地域別最低賃金については、改定額897円（引上げ額44円）が行われています。すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なり、特定（産業別）最低賃金は年齢を限定し且つ簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であります。

近年、高知県内の電機産業は縮小傾向となっておりますが、これまでの間、労使で産業の発展や人材確保の面からも論議してきたことを継続し、高知県での電機産業の魅力を高めるために、特定最低賃金の引上げは必要と考えます。

4点目は、高知県における特定最賃は、「一般貨物最賃」、「電子最賃」であるため、県内での特定最賃を比較できませんが、中国四国地方でみると電子部品を含む電気機械器具製造関連製造業の特定最賃は、他の製造業と比較しても比較的低い状態となっております。

令和4年度の全国平均額では電気機械器具930円（昨年比+22円）、一般機械956円（昨年比+21円）、輸送機械972円（昨年比+21円）となっており、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考えています。

座長 次に使用者側からお願いします。

沖田委員 お手元の資料のとおりでございます。読み上げさせていただきます。

今回の申出の理由は、「労働協約ケース」ではなく、事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要であることを理由とする「公正競争ケース」であることから、県内の同産業従事者数は463名、基礎調査の対象となる100名未満は6事業所で復元労働者数は249名となっており、企業数は多くなく企業規模も異なる状況で、公正競争を阻害するような競争関係はないのではないかと、また、基礎調査でも、29人以下の事業所でも、99人以下の事業所でも現行の最賃853円が適用されている方が、在籍している状況をみても、事業の公正競争を阻害するような賃金格差は、生じてないのではないかと考えます。

また、令和4年5月15日中央最低賃金審議会での「公正競争ケース」検

討小委員会報告において、「地域別最低賃金がある以上、より高いレベルでの公正競争の確保の必要性について、個別具体的な検討がなされることになるが、申出においては、賃金格差の存在等個別具体的な疎明が、必要不可欠な要件となる」とされており、公正競争の確保の観点から申出のある産業が、高知県において、地域最賃より高くしないといけないという状況があるのか、慎重に審査する必要があります。

本年10月8日適用の地域最賃897円は、最賃法第1条の目的に沿って議論がされたものであり、十分ではないとの声もありますが、労働者の生活のセーフティネットとともに、事業の公正な競争の確保も含まれていること、また、個々の企業の賃金支払能力ではなく、統計資料を基に県内企業全体を総括していること、間接的なイメージとして、人材確保の面から全国単独最下位にならないことも一定配慮した結果であることを考慮すると、電子部品・デバイス等製造業のみを、地域最賃より高くしないと公正競争を確保できないという理由や、公正競争を確保できないほどの賃金格差が生じている状況ではないと考えます。過去には、産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在していたのかも知れませんが、現在は、「公正競争ケース」を理由とした改正は必要ないものと判断します。

座長 ありがとうございます。

ただ今、改正の必要性の有無について、労使各側から基本的主張をいただきました。それぞれの主張につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

市川委員 今回、使用者側の基本的主張は、ほぼ公正競争に当たるかどうかという論点だと思います。

ただ、特定最賃というのは、3つの目的があって、1つは労使のイニシアティブで決定していくということ。2つ目が企業内の賃金決定を補完する役割。

そして、3つ目が公正競争です。これは、使用者側もご存じだと思いますけれども、決して公正競争だけではないということです。

それと、疎明資料ということでご意見がありましたけれども、当然我々は申請する時に疎明資料をつけて申請しています。

これだけの賃金格差があるということを疎明資料で提出していて、その結果、これが一つの基準を満たしているということで、諮問されたんだと理解しております。

座長 そのほか、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

- 沖田委員 特定最賃の賃金格差と競争は、どこと比較して判断するのでしょうか。  
地方最賃のように高知県内での賃金格差を見るのか、全国的な部分、それとも四国地方、中四国地方を見るのか、いかがお考えでしょうか。
- 市川委員 基本的には産業全体です。  
同種同類の産業全体の賃金格差、それから県内ではどうかということ。  
この両面で見えていくことになると思います。
- 片山委員 労働者側から提示された資料の3番目の3行目ですけれども、「すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なり、特定（産業別）最低賃金は年齢を限定し、且つ、簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金である。」ということですが、今回電子の特定最賃の場合、こういう括りにした時に、実際にはどういう対象の方がいて、それに対しての最低賃金がどうなのか。その企業で雇われている方すべてが対象ではないということですよ。
- 市川委員 はい、要覧に書いています。  
高知で適用除外する労働者は、18歳未満又は65歳以上の者。これは年齢ですね。  
雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。  
次に、清掃又は片付けの業務。  
あとは本当に簡単な袋詰めなどの業務。  
それ以外の者はすべて基幹労働者として扱いますという限定適用になっています。
- 片山委員 今、教えていただいたのは、一般的に通常企業で基幹業務に従事している者の範疇と同じだと思いますが、電子の最賃として、特別に、電子以外の一般の企業と区別をしないといけない理由はどのようなものがあるのでしょうか。
- 市川委員 電子最賃の適用範囲として基幹的労働者とされております。
- 片山委員 土佐電子における組み立て業務は基幹的労働者に含まれると思いますが、電子以外の企業と比較した時に、特に区別して、それより高くないとけない理由は何でしょうか。
- 市川委員 基本的には、労使のイニシアティブで決定するべきものなので、法的な関係で高くしなければいけないということではないと思います。

このような話し合いを通じ、その地域の産業の労使のイニシアティブで決定したものです。

電子は、労使のイニシアティブで決定した産業であり、適用範囲が基幹労働者とされているもので、労使のイニシアティブにより決定していない産業を比較するものではないと思います。

沖田委員

先ほど、労使協議を補完する役割もあるというお話がありましたが、現実問題として、この電子最賃を適用する6事業所というのは、私の認識では土佐電子と、もう1社のことではないかと思っています。

土佐電子が4事業所、もう1社が2事業所、この2社の話。

最初は、6社あるのかなという認識でしたら、事業所ということなので、工場の数ということはうち非常に企業数が少ないと思われそうです。

令和元年にそのもう1社の参考人から、土佐電子とは下請けの内容も取引先も全然違う。もともと競争関係にはないですよ、さらに70名近くいる中で電子部品を扱っているのは10名ですというようなお話がありました。

何年も経っておりますから事業形態が変わっているかもしれませんが、当時のまま調査対象が6事業所ということを見ると、あまり状況は変わっていないと判断しています。

そういう意味で言う電子の最賃は、土佐電子の最低賃金をどうするかという審議をしていることになります。

ですから、冒頭で100名以上の大きい企業の賃金体系や最低賃金と比べるのかどうかについて伺いました。

高知県内には100人以上の大手企業の事業所が1つあり、県内の競争関係を考えるのであれば、そこと比べることが必要だと思いました。

ただ、県内の大手事業所はあまりにも大きすぎて、国際的な企業であり、土佐電子と公正競争の観点で議論するのはいかなるものかだと思います。

議論自体を否定するものではないですが、公正競争の観点で議論が必要なのか一度考えないといけないのかなという気がしております。

可能ならば電子最賃は、労働協約ケースとして、労働条件の向上という意味で議論することが良いと思われ、公正競争の中に労働条件の向上分も含まれているとしても、議論の軸は、ずれているという気がしております。

議論することは、県内の電子産業の実情がわかるのでよいのですが、県内に企業が1社しかなく、その企業は、下請けで、取引先は県外だけで、しかも価格転嫁してもらえない状況では、最賃を引き上げることが、公正競争につながることはないと思われそうです。

過去の審議会では、電子産業に従事する労働者数が減っているため、電子の特定最賃を廃止するという議論もあったようですが、県内外の電子産業の

実情を知ることでもありますので、個人的には、議論を重ねていきたいと考えます。

電子産業を取りまく実情について、最賃が上げられない問題点、県外企業との競争など疎明資料に基づき議論できればと思っております。

現状では、金額改正が必要であるという結論にはならないと考えます。

座長 昨年の議事録を確認したところ、労働者側からこの業界への参入が見込まれるというようなお話がございましたが、その動きというのは昨年から今年にかけてあったのでしょうか。

市川委員 新規参入ではなく、事業を若干拡大したところがございますので、適用労働者数も少し増えています。

新規参入は未達ですが可能性はあります。

先ほどの沖田委員のお話では2社ということでしたが、私が電機連合さんから聞いた話では3社あるということでした。

資料6ページの疎明資料では、高知県にはT、M、N社の3社となっております。

1社だけなら公正競争にならないと思いますが、複数あれば公正競争ケースになると思っております。

賃金額については事業所の規模が支払能力の違いで、平均賃金を求めるのではなく、あくまでその産業の最低賃金の水準として、適正な額を検討していただければと考えますし、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類の申出方法があるだけですので、公正競争の観点だけで議論する必要もないと思っております。

沖田委員 特定最賃は地方最賃より上回らなければならないという絶対条件が困りますよね。

市川委員 最賃法第16条ですね。

沖田委員 現在、電子デバイスの最低賃金っていうのは地方最賃が適用されていますが、令和元年から改定していないため、一覧では793円のままになっています。

特定最賃か地方最賃のどちらか高いほうを適用するのだから、電子の最低賃金は現状でしたら853円、10月8日からは897円と記載するのが本来の姿ではないかと思っております。

793円と公表されると、高知県の電子デバイス関係の賃金は相当安いん

だなど悪いイメージを植え付けているんじゃないかという気がしています。

事務局にも確認したのですが、改定するとなると1円でも高くないといけないとのことなので、898円以上にしないといけない。

人材確保の面からも高知県の電子デバイスの最低賃金は793円であり、ものすごく低いというイメージが労働者にあるのであれば、良いことではないと考えています。

市川委員

地方最賃と特定最賃は性格、趣旨や目的が違います。

地方最低賃金というのは、セーフティネットなので、電子最賃を上回ると地方最低賃金が適用される。

特定最賃というのは先ほども申し上げたように3つの目的があって、それで決めることとなっています。16条により、セーフティネットたる地方最賃、つまり最も低い額より、特定最賃は高くなければならないと定められている。

座長

そのところは、私も疑問に思っています。

今日も、事務局に質問したところです。先ほど理論的なところは、お話しただいたとおりでと思いますが、現実にはどれだけの影響があるのかということ考えた時に、今日の資料の21ページ辺りになるのかなと思うんですけども、今年の6月の調査において、今回の最低賃金の897円までの賃金額の労働者が20人いらっしゃいます。

では、実際に特定最賃を上げるとなると、897円より高い金額になり、多くの労働者に影響を与えていない状況があります。

今日は、必要性の審議ですが、どこまで上げるかにもよりますけれど、上げることの影響率は一定限度ではそれほど大きくないと感じるところです。

地域別最低賃金と比べて、特定最賃を高く設定する必要性があるのかどうかという議論は必要と思いますが、影響率が大きくなるという点について双方少し検討いただければと思います。

市川委員

労働市場の実態額と、特定最賃の793円は乖離がありすぎだと思います。

実態額に合わせた改正が必要と考えます。

過去一度、特定最近も含めて最賃を全部整理した時に使用者側が、地方最低賃金という屋上にさらに屋根を設ける必要はないとして廃止という主張が行われましたが、その時に、地域別最賃と特別最賃の決定の趣旨が違うからということでそのままにした。これは、現行の法の建前にもなっているという経緯からも、もう廃止を議論する必要はないと考えます。

座 長            それでは、双方別室にて、少し検討していただきたいと思います。

事務局 労使各側の委員を別室に案内  
辻参考人 傍聴終了（退室）

座 長            再開します。

本日参考人の意見聴取のあと、労使双方から基本的なご主張及びそれぞれの意見やその意見を踏まえた上での意見などを伺わせていただきました。

それでは、個別に検討していただいたと思いますので、改正の必要性につきまして、双方の最終的なご意見を伺いたいと思います。まず、労働者側からお願いします。

市川委員        我々は地域の電子の産業の状況がどうであれ、その業種で働く労働者がいる限り、法適用はすべきだと考えています。

その時に、労働市場における水準状況も見て、判断すべきだと思っています。

ただ、改正の必要性については公労使三者の一致が原則であり、現状で一致するとは難しいと考えております。

座 長            次に使用者側からお願いします。

沖田委員        労働者に対して、私個人は、上げてやりたいという気持ちもありますが、経営者側の立場に立つと、今回の改正の申出要件において、賃金改定をするということまでは満たしてないと思っておりますので、改正の必要はないと考えております。

また、廃止をするという考えはなく、議論を重ねる必要があると考えています。

ただ、今後公正競争ケースで申出をするのであれば、また同じ議論にならないためにも具体的な資料を提示していただいて、データを基に議論ができたらと思っております。

座 長            それぞれの最終的なご意見をお伺いしましたが、労使それぞれの主張の隔たりが大きく、全会一致は難しいと判断をします。

従いまして、当小委員会といたしましては、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金については、改正決定の必要性の有無については、合意を得るには至らなかった。」

との結論がなされたとし、この内容を第6回本審に本審に報告することとしたいと思います。

それでは、事務局は、今の結論に基づいた報告書案を配付してください。

事務局「電子特小報告書案」を配付

座長 では、事務局から、朗読願います。

賃金室長 「電子特小報告書案」を朗読

座長 この報告書案について、何かご意見はございますか。  
ご了承いただいたということによろしいでしょうか。

異議なし

座長 では、了承いただきましたので、本審への報告書とさせていただきます。  
委員の皆様には、円滑な審議にご協力をいただきありがとうございました。  
「電子」の特別小委員会は、これで終了といたします。

[閉会] 午前11時45分